

旭川医科大学病院広報誌編集委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院広報誌編集委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院広報誌編集委員会規程（令和4年旭医大達第74号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 診療科の教員のうちから 4人	(1) 診療科の教員のうちから 4人
(2) 臨床検査・輸血部の教員又は臨床検査技師のうちから 1人	(2) 臨床検査・輸血部の教員又は臨床検査技師のうちから 1人
(3) 薬剤部の教員又は薬剤師のうちから 1人	(3) 薬剤部の教員又は薬剤師のうちから 1人
(4) 看護部の看護師のうちから 1人	(4) 看護部の看護師のうちから 1人
(5) 総務課の職員のうちから 1人	(5) 総務課の職員のうちから 1人
(6) 経営企画課の職員のうちから 1人	(6) 経営企画課課長補佐又は係長のうちから 1人
(7) その他病院長が必要と認めた者	(7) その他病院長が必要と認めた者
(略)	(略)
(庶務)	(庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。	第9条 委員会の庶務は、 <u>事務局経営企画課</u> において処理する。
(略)	(略)
<u>附 則</u>	

(略)

この規程は、令和6年10月10日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)